

福岡市内の
事業者のみなさまへ

10月1日から

事業所から出る、ごみ(一般廃棄物)の

分別ルールが変わりました。

福岡市では事業系ごみの分別区分に「古紙」が加わって、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「古紙」の3分別になりました。



日本と世界を変えるための17の目標です。



追加

古紙

(リサイクルできる紙)



リサイクルできる紙
(機密書類を含む)
は、ごみ焼却施設
への持込みは
できません。

※「燃えるごみ」で出すこともできません。

※家庭から出るごみの分別ルールは変わりません。

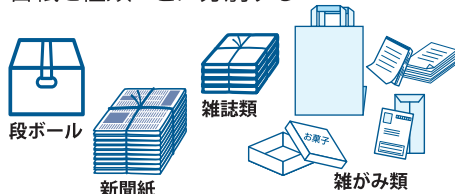
古紙の出し方は2通り

※2通りの出し方を
併用することもできます。

しっかり分別 古紙業者を利用

- ・回収費用をあまりかけたくない
- ・保管場所がある

古紙を種類ごとに分別する



業者選びに困ったら



福岡市事業系ごみ資源化
情報発信サイトへ

福岡市 古紙 マッチング



ゆる分別 ごみ収集許可業者を利用

- ・できるだけ手間をかけたくない
- ・保管場所がない

リサイクルできる
さまざまな
種類の紙を、
一つの袋に
まとめて出す



業者が不明な場合は

(協組) 福岡市事業用環境協会
TEL.092-432-0123

当協同組合は、担当地区の一般廃棄物
収集運搬許可業者をご案内しています。

よくある質問

Q 古紙を自分で持ち込むには
どうしたらいいですか？

A **しっかり分別**の場合は「福岡
市事業系ごみ資源化情報発信
サイト」で持ち込みたい古紙
業者を探してください。

ゆる分別の場合は、「福岡市
リサイクルベース」へ持ち込
んでください。

【福岡市リサイクルベース】

TEL : (092)441-8001

Q 使用済みペーパータオルも
分別の対象ですか？

A 使用済みペーパータオルは
リサイクルできませんので、
燃えるごみとして出してく
ださい。

福岡市事業系古紙分別特設サイト

「解説動画」や掲示できる分別図鑑など、様々なツールを準備しています。



解説動画



ツールダウンロード

- ・リーフレット第1・2・3号
- ・古紙分別図鑑
(古紙回収業者編・許可業者編)
- ・古紙分別ガイドブック など



古紙分別保管場所等 整備支援補助金

【受付期間】

令和3年2月26日
(必着)まで

※詳しくは裏面へ

発行元

福岡市 環境局 循環型社会推進部 事業系ごみ減量推進課

問い合わせ先

福岡市 事業系古紙分別サポートセンター



0570-783374 (午前9時～午後5時 土日祝を除く)

古紙分別保管場所等整備支援 補助金のご案内

補助金の目的

古紙を燃えるごみとして出せなくなりますので、古紙や紙ごみの保管場所を整備・改修する事業者の方へ、費用の一部を補助します。

補助対象者

- ・福岡市内に事業所を所有している法人・個人の事業者
または
- ・所有者から管理を委任されており、保管場所の整備についての許可を得た者

○補助対象経費

補助対象経費	対 象 例
整備に必要な資材等の購入費	物置、大型パールボックス及びその備品等
保管場所の設備等の購入費	分別用の仕切り、表示板に使用する資材
設置工事費及び修繕費	ゾーニング塗装、物置などの設置工事等

○補助率・補助上限額

【補助対象経費】

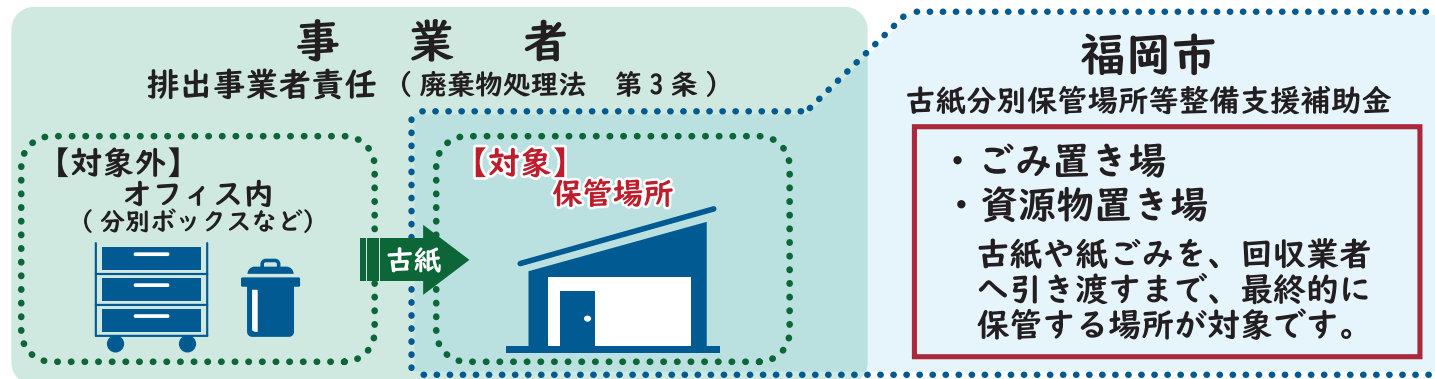
税抜き額の2分の1以下

【補助上限額】

10万円

※1か所につき1回のみ補助

○対象となる保管場所とは



○対象となる整備・改修例



申込期間：令和3年2月26日（金）まで **※必着**

※ 予算に限りがありますので、お申し込みはお早めをお願いします。

お問い合わせ 福岡市事業系古紙分別サポートセンター

分別ルール変更についてのお問い合わせや、
補助金の申請は
「福岡市事業系古紙分別サポートセンター」まで。



0570-783374
ナビヤル（午前9時～午後5時 土日祝を除く）



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。